岩手県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

岩手県公安委員会

委員長 高 橋 真 裕

岩手県公安委員会規則第6号

岩手県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県暴力団排除条例施行規則(平成23年岩手県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

	改正前			改正後		
1	(口頭による意見の聴取)		((口頭意見聴取)		
	第8条 [略]		第8	第8条 [略]		
	別表(第2条関係)		別表(第2条関係)			
	名 称	所在地		名 称	所在地	
	関谷珠算教室 [冊	略]	関	谷珠算学校	[略]	
	岩手第一珠算教室 [■	略]	岩	手第一珠算学校	[略]	
	[略]		[略]			
2	(暴力団事務所の開設又は運営を禁止する区域に係る施設			(暴力団事務所の開設又は運営を禁止する区域に係る施設		
) 第2条 条例 <u>第12条第1項第9号</u> の公安委員会規則で定める 施設は、別表のとおりとする。)		
				第2条 条例 <u>第12条第1項第10号</u> の公安委員会規則で定める		
				施設は、別表のとおりとする。		
備	備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規則は、岩手県暴力団排除条例の一部を改正する条例(平成27年岩手県条例第46号)の施行の日から施行する。ただし、表 1の項の改正部分は、公布の日から施行する。